

在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新について

令和6年7月

防 衛 省

外 務 省

在日米軍施設・区域における戦闘機に係る態勢の更新について

概要

- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、周辺国の軍事活動が活発化する中、在日米軍のプレゼンスを維持・強化し、日米同盟の抑止力・対処力を更に強化するため、米空軍は三沢飛行場及び嘉手納飛行場に、米海兵隊は岩国飛行場に配備している戦闘機について、今後数年をかけて戦闘機に係る態勢を更新する旨の連絡あり。

更新計画概要

岩国飛行場〈海兵隊〉

若干減

第1海兵航空団※

常駐部隊：F-35B → 若干減



※ ローテーション部隊については、現在F/A-18で構成されているが、今後、米本土の海兵隊飛行部隊が機種更新されることに伴い、常駐機と同様にF/A-18からF-35Bに変更となる見込み

※ 岩国飛行場については、第5空母航空団の態勢の更新についても連絡あり。現在、詳細について米側に確認中。

三沢飛行場〈空軍〉

12機増

第35航空団

F-16 36機 → F-35A 48機



嘉手納飛行場〈空軍〉

12機減

第18航空団

F-15C/D 48機 → F-15EX 36機



更新の意義

- 機種更新により、レーダーの性能やステルス性等、戦闘機の性能が大幅に向上することとなり、在日米軍の航空戦力がより一層充実。
- 今般の在日米軍の戦闘機に係る態勢の更新は、日米同盟に対する米国の揺るぎないコミットメントを示すものであり、日米同盟の抑止力・対処力を維持・強化し、我が国を含むインド太平洋地域の平和と安定につながるもの。

運用に係る影響

- それぞれの米軍施設・区域に所在する航空部隊の任務や平素の活動に変更はない。
- 更新後の運用について、騒音規制措置を含む従前からの二国間合意や地元自治体との申し合わせ等を引き続き順守する。